

**農林水産省「みどりの食料システム戦略」
中間とりまとめに対するパブリックコメント**

家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン(FFPJ)は、国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の理念にもとづき、国内における家族農林漁業を中心とした食料・農業・農村関連政策の実現を通じて、健康長寿を伴った持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、2019年6月に設立された市民団体です。

本プラットフォームの活動目的に照らして、以下の各事項に関する意見を提出します。ぜひ、最終とりまとめに反映して頂きますよう、お願い申し上げます。

1. 家族農林漁業の役割と支援を位置づける

家族農林漁業は日本の農林漁業の中で重要な位置を占めており、食料や木材等の供給だけでなく、農山漁村のコミュニティの維持・活性化に大きく貢献するとともに、水源かん養林や農業用水路などの維持管理を通じた環境保全機能を果たしています。また、みどりの戦略において主要な取り組みに位置づけられている有機農業は、家族農家を中心となって営んできており、すでに半世紀に及ぶ実践の蓄積があります。第5次食料・農業・農村基本計画(2020年3月閣議決定)でも中小規模の家族経営や兼業農業(半農半X)への支援が明記されました。農業経営規模の拡大は農村のさらなる過疎化や資源エネルギー効率性の低下につながると懸念されます。

これらの実態、経験、政策動向を踏まえ、みどりの戦略に家族農林漁業の役割と支援を明記することを求めます。加えて、自給的農家、家庭菜園、市民農園、コミュニティ・ガーデン等の「小さな農」は、持続可能な農業・食料システムへの移行において重要な役割を果たしています。むしろ、「小さな農」こそが持続可能な農業・食料システムの主役であることを政策の基本に据えることが緑の戦略の趣旨にふさわしいことを打ち出していきたい。この点と関連して、国連「家族農業の10年」が各国に策定を求めている国内行動計画(ナショナル・アクションプラン)とみどりの戦略を矛盾しないかたちで取りまとめることも併せて求めます。

2. 当事者の政策策定プロセスへの参加を保証する

みどりの戦略の中間とりまとめは、2020年11月に「戦略検討チーム」が発足してからわずか3か月余りで作成・公表されました。国民の意見を広く集め、検討するのに十分な時間が確保されたとは到底言えません。とりわけ、農業者、特に有機農業関係者へのヒアリングの数は極めて限定的であり、パブリックコメントの募集期間も2週間と極端に短くなっています。

日本には、有機農業や自然農法、産消提携等の半世紀にわたる実践や技術があります。こうした現場の声を重視し、みどりの戦略に反映できるように、ボトムアップで包括的(インクルーシブ)な参加型の政策策定プロセスの実現を求めます。とりわけ、有機農業政策においては2006年に有機農業推進法が制定され、都道府県でも推進計画が策定されてきました。こうしたボトムアップ型の取組の経験と蓄積を生

かして政策を進めるべきです。すでに有機農業推進法の第 15 条では有機農業者等の意見の反映を規定しています。こうした政策の流れも踏まえ、政策の意思決定において当事者の参加を保障することを強く求めます。

なお、みどりの戦略は 2021 年 5 月に策定予定であることから、こうした政策策定プロセスを保証することは困難な状況になっています。そこで、策定後も定期的に情勢の変化をふまえて戦略の見直しを実施するメカニズムを導入し、現場の声を丁寧に反映する仕組みを確立することを併せて求めます。

3. 目指すべきイノベーションの方向性を修正する

みどりの戦略の中間とりまとめでは具体的なイノベーションの方向性が示されていますが、すでに現場で確立され、有効性が実証されている多種多様な有機農業・自然農法の技術(これらもイノベーションとして位置づけられます)が十分に顧みられていません。以下に掲げる諸点を再検討・修正するとともに、既存の有機農業・自然農法の技術を普及すること、そのための研究、教育、研修制度の整備と予算的根拠づけを強く求めます。

3.1. ゲノム編集技術・RNA 農薬

みどりの戦略の中間とりまとめでは、ゲノム編集技術の推進が盛り込まれていますが、有機農業にゲノム編集技術を認めるとの誤解を生む可能性があります。有機農業の原則と遺伝子操作技術を行うゲノム編集技術は相容れないものです。遺伝子の水平遺伝という憂慮すべき問題も指摘されており、RNA 農薬とともに生態系に多大な影響を長期にわたって与えることが懸念されます。したがって、みどりの戦略からゲノム編集技術と RNA 農薬に関する記述を全面的に削除することを求めます。また、生態系は一体的なものであるため、非有機農業（「75%の農業」）におけるこれらの技術の使用も予防原則にのっとり禁止することを要望します。

3.2. 化学合成農薬・肥料の削減または禁止

2050 年の長期的目標ではなく、化学合成農薬、特に危険性の高いネオニコチノイド系農薬、フィプロロニル、有機リン系農薬、除草剤グリホサート製剤の使用は速やかに禁止することを求めます。安全性に懸念がある下水汚泥利用や工場の汚泥利用は禁止・規制が必要です。化学合成農薬・肥料を有機質資材に代替するという考え方(代替主義)ではなく、有機農業の原則に立ち、地域内・農場内の資源を有効活用し循環させる方向(もみ殻・木質チップ・家畜排せつ物の堆肥化、食品残渣の利用を含む)に農業を転換することを求めます。

3.3. 大型機械・ロボット・AI 等の科学技術偏重の見直し

高齢化や担い手の減少を補う目的で無人走行トラクター等の大型農業機械、農作業ロボット、ドローン、センサー技術、AI 等の活用が謳われていますが、こうした技術は農業から人を排除するものであり、より一層の過疎化と農村人口の減少を結果的にもたらします。同時に、ライフサイクルアナリシスの観点から必ずしも温暖化ガスの削減につながらない可能性があります。さらに、スマート農業技術はいまだ投資額も大きく地域農業の実情に合っていない。

産業としての農業の「効率性」や労働「生産性」を過度に追求するのではなく、農村地域に所得獲得

機会(広義の雇用)を創出できる、伝統知にもとづいた有機農業を普及し、地域社会の持続可能性を高めることを求めます。こうした考え方に対する理解を促進するためにも、既存の労働生産性に偏った「生産性」の考え方を見直し、資源エネルギー生産性(エネルギー収支にもとづく考え方)、品質、生物多様性、景観保全、食文化の伝承、生きがい、幸福度等の多様な指標にもとづいた新しい「生産性」概念を確立・普及することを提案します。

4. 工業的畜産から動物福祉を重視する有畜複合への転換を促す

日本では伝統的に有畜複合経営が営まれてきましたが、戦後に確立された輸入飼料に依存する加工型畜産の技術体系により、高密度飼育を行う工業的畜産が主流化しました。工業的畜産では動物福祉(アニマルウェルフェア)の実現や健康的な家畜の飼養は困難であり、大規模な感染症の発生やそれにとまなう大量殺処分も引き起こします。また、抗生物質の多様による耐性菌の発現等も懸念されています。現行の工業的大型畜産を促進する政策を見直し、中小規模の家族経営の畜産、特に動物福祉を重視する有畜複合への転換を支援・促進することを求めます。また、放牧を推進するための施策を早急に整備し、家禽のケージ飼いを段階的に削減することも併せて要望します。

5. 農産物・食品の輸出戦略を見直し、地域食料システムを構築する

みどりの戦略では、有機農産物・食品の輸出促進を掲げていますが、食料安全保障・食料主権の観点から、輸出市場よりも国内市場、特に地元市場への供給を優先することを求めます。地産地消を原則として地域食料システムの構築を促すことは、フードマイレージやカーボンフットプリントの抑制につながり、脱炭素社会への移行に貢献します。有機農業・自然農業が長年実践してきた産消提携等、消費者参加型の地域に根差した生産・消費のあり方を積極的に支援することを要望します。有機農産物の認証については、JAS 認証だけでなく、世界各地で取り組まれている参加型認証(PGS)を推進する取り組みを期待したい。

一方、みどりの戦略では日本が農林水産物を大量に輸入していることにふれていません。大量の農林水産物輸入はフードマイレージやバーチャルウォーターの観点から地球環境に悪影響を与えています。さらに、食料正義の観点からも問題があります。輸出促進だけではなく、輸入の抑制と国内供給の強化を図り、もって食料自給率の向上を期することをみどりの戦略に書き込むことを求めます。

6. 目標年の前倒しと「非有機農業」(75%の農地)の方向性

みどりの戦略の中間とりまとめでは、2050年までに有機農業の面積を農地の25%に拡大すること等を目指していますが、あまりにも先のことで現実味が乏しくなっています。EUと同様に、日本でも2030年を目標年として設定すること、つまり目標の前倒しが必要です。その際に、75%の農業をどのように構想しているのかを明記してください。日本全体で「持続可能な食料システム」を達成するには、75%の農業をどう変えるのが決定的に重要です。

7. 政策の実現可能性を高める

みどりの戦略は2050年までの長期目標を立てた上で、バックキャストで具体的工程表を策定していますが、技術開発や普及には不確定要素が多く、実現可能性を高めるための措置が欠かせません。持

持続可能な農業・食料システムを実現し、ひいては社会全体が脱炭素や持続可能な状態になるためには、以下の諸点をみどりの戦略に盛り込むことを求めます。

7.1. 省内各部局間、省庁間、政策間、国・自治体間の連携を図る

みどりの戦略の策定・実施にあたっては、省内各部局間、省庁間、政策間、国・自治体間の連携を図ることが重要であることは論を待ちません。しかし、中間とりまとめでは、例えば、農村政策に関する部局・審議会の意見が反映された形跡は見られません。また、既存の農林水産省の有機農業推進法や環境省の地域循環共生圏の構想等、綿密に連携することが合理的である政策も数多くあります。すでに学校給食の有機化を推進している自治体や有機農法・自然農法を学ぶ塾等を運営している自治体もあります。こうした既存の取り組みと有機的に連携して、資源や知恵の有効活用をすることを求めます。

さらに、みどりの戦略の目指す「持続可能な食料システム」の実現には、農業関係部局だけでなく、環境、食、医療、教育などの分野との横断的な連携が求められます。この観点から、北米並びに韓国で導入されている「フード・ローカル・カウンシル」に学ぶとともに、日本でも始まった同様の取組（京都府亀岡市や長野県小布施町の「食と農の未来会議」）を定着・拡大させるための支援を求めます。こうした複合的な領域をカバーするために、技術系の専門家だけでなく、社会科学系の専門家の意見も広く聴取することを提案します。

7.2. 政策実現に十分な規模の予算を配分する

みどりの戦略の実施に際しては、持続的農法の習得・転換に必要な研修、一時的な収益の不安定期への手厚い所得補償、環境保全型農法に対する恒常的な所得保障、新たな市場創出のための費用（学校給食等の公共調達の有機化への助成等）、有機農業等の研究開発費用、啓発活動・食農教育等に適正な予算を安定的に確保することが必要です。さらに、中小規模の家族経営に対しては、EUで行われているように一層手厚い所得保障を行うことが重要です。みどりの戦略の中間とりまとめに示されているイノベーション予算を、上記の予算に組み替えることを求めます。

7.3. 教育・研修・普及・研究の体制を一貫性のあるものにする

みどりの戦略では有機農業の普及が掲げられていますが、現在の日本では、農業高校、農業大学校、大学農学部・大学院、地域の農業塾等で有機農業の技術や理念を学べる場所も教育できる人材も極めて限られています。早急にカリキュラムのなかに有機農業を学ぶ科目を設けて必修科目にするとともに、現役の有機農家の方々を講師として招くことを求めます。また、行政や農協等の普及指導に当たる人材が既存の知識体系を更新できるような研修制度の確立も急ぐ必要があります。さらに、研究予算も有機農業等の持続可能性を高める農法や地域食料システムの確立にむけた研究等に積極的に配分することを求めます。

8. 以下の諸点を積極的に推進する

気候変動の影響が具体的に現れている今日、ますます地域に根差した在来種の多様性が重要になっています。各地の在来品種の保全・継承・利用の活性化に資する住民参加型の機関の設置や民間団体等への支援措置を求めます。

消費者が質の高い農産物・食品を入手できるように、みどりの戦略が掲げている地域支援型農業(CSA)や有機給食(学校以外の給食も対象)を含む公共調達等を積極的に推進するとともに、各小学校区(子どもが歩いて通える距離)に有機のファーマーズマーケットを開設することを求めます。フランスで行われているように、具体的に公共調達に占める有機農産物・食品の割合を法律で義務化し、予算措置に恒常的な根拠を与えることもぜひ検討してください。